(仮称)生駒市市民の森制度 他府県·他市町村の事例

	行政団体	創設年度	実績	樹林の対象地	初期の整備主体	整備内容	維持管理主体	維持管理内容	利活用	土地所有者との 契約の種類	土地使用 貸借期間	税の優遇措置 ・助成金等	整備に伴う市民の関わり	運営上の 課題事項	要綱等の名称
	生駒市 (案)	H 2 2 (予定)		市街化区域 内の民有地 面積300㎡以 上 市民の利活 用が図れる樹 林地	市が初期投 資(樹林整 備・施設整備 とも)	整地 散策道整備 広場整備 など 【施設整備】 階段設置 ベンチ設置	地市イ 報謝管だ置工作で	【樹林整備】 除間伐・風倒木の処理 下草刈り 整地 散策路補修 広場補修 など 【施設整備】 階段の補修 など	・育教 ラムウ ・育教 ラ体対察 ・育教 ラ体対察 ・育教 ラ体対察	土地使用貸借契約を締結 又は 土地賃貸借 契約と締結	10年	【土地使用貸借契約の場合】 固定資産税の場合資産税の でまます はまます はまます はまます はまます はまます はまます はまます	企画段階から地域住民でワークショップ形式に決り整備内容を決することが理想		(仮称)生駒市市 民の森設置要綱
1	市原市 (千葉県)	S 5 4	4	都市計画区 域全域 敷地面積概 ね3ha以上		植栽・芝生・花壇・生 垣等の修景施設の設置 ベンチ・野外卓等の設	(町会が自主 的に1回/年の 除草など) (土地所有者 の神社では清 掃の委託) 業者に委託	除草など【町会】 清掃など【神社】 草刈りなど【業者】	特になし	使用貸借契 約を締結	10年	奨励金を毎年交付 土地の面積に応 じ7円/㎡と固定計 産税及び都市計 税相当分を加えた 額。			市原市憩いの森設 置要綱 (市原市緑の保全 および推進に関す る条例)
2	川崎市 (神奈川県)	H 1	11	面積概ね300 が以 市民の想 市場として適 用すいると に認め に に に に に に に に に に に に に	市が初期投 資(必要な施 設を整備)	植生及び景観を損なわない範囲で、必要な施設を整備				又は 土地使用貸 借契約を締結	借契約) 概ね5年以	土地賃貸借契約 を締結した場合 は、面計画税・樹木 の損害額を賃 として支払う。			「ふれあいの森」 設置事業要綱 (川崎市緑の保全 及び緑化の推進に 関する条例)
3	所沢市 (埼玉県)	S 5 7	4	都市計画区域 面積2ha以上 市場すのしに適とる ではいいのでは ではないのでは でいるでいる でいる	市が初期投 資(必要最小 限の整備)	【樹林整備】 散策道整備 など 【施設整備】 休憩所等設置 案内表示板設置 など	地域団体等 と委託契約 業者委託	清掃・除草 火災等の災害防止・ 利用者の安全確保 散歩道、広場、ベン チ等施設の維持管理及 び軽易な補修 【上記の内、危険を伴 う作業は業者委託】	外学習の場と して利活の森大 にあるセンター(指定管	士地使用に 伴う使用契約 を締結(有 償・無償)	5年以上	民の森奨励金を毎年交付 無償の場合は、 固定資産税・都市計画税の減免	置から整備してきたが、直接の参加はない。	甲し出がある。 計画的に公有化 を進めている(た だし、市街化調整	所沢市市民の森設 置要綱 (所沢市緑化推進
4	横浜市 (神奈川県)	H 8	31	面積概ね2ha 以上 市限の間場では でもいりでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	市が初期投 資(必要最低 限の整備)	【樹林整備】 散策道整備 など 【施設整備】 休憩施設設置 案内表示板設置 など	地域団体等 と委託契約 土地所有者	【地域団体等】 散策路や広場等の清 掃・除草 火災等の災害防止・ 利用者の安全確保 が策路、広場、び 手等施設の点検及び応 急措置 【土地所有者】 散策路 、場等の清 ・除草		土地使用に 伴う契約を締 結	10年以上	5 カ年経過後、 継続一時金を交付 縁地育成付 原子での面積に定 が30円/㎡と関連 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が			横浜市市民の森設 置事業実施要綱 (緑の環境をつく り育てる条例)